

令和４年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第１２回）

日時：令和５年２月１６日（木）午前１０時００分～

形式：Web によるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

- １ 環境影響評価書案に係る総括審議
（仮称）今井土地区画整理事業
- ２ 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
日本電子昭島製作所建物更新計画【２回目】
- ３ その他

【審議資料】

資料１ 「（仮称）今井土地区画整理事業」

資料１－１ 「（仮称）今井土地区画整理事業」環境影響評価書案 第３回
部会審議質疑応答

資料１－２ 「（仮称）今井土地区画整理事業」に係る環境影響評価書案に
ついて（案）

資料２ 「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案 第１回部会
審議質疑応答

<出席者>

会長 柳委員
第一部会長 齋藤委員
荒井委員
玄委員
小林委員
高橋委員
平林委員
水本委員
森川委員
横田委員

(10 名)

藤本政策調整担当部長
椿野アセスメント担当課長

「(仮称) 今井土地区画整理事業」環境影響評価書案 第3回部会
審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染 騒音・振動 共通	1	計画地は広く、風も強そうで、粉じんもかなり出そうな感じがする。粉じん発生への対応として、こまめな散水が書かれているが、仮囲いの計画はどのようになっているか。	大気の保全措置の 104 ページに、「仮囲い (高さ 3m)」という記載はしている。 粉じんの発生防止として、基本的に散水や転圧を主軸に考えているが、137 ページのとおり、西側には住居が分布しているため、西側の地域を中心に仮囲いをしていきたい。	12/22 部会にて回答
		大気汚染の対策で前回質問をしたが、仮囲いを設置して、騒音と粉じんの対策を西側中心に行うということだったが、西側だけなのか。 評価書案の 61 ページに公共施設の配置が描いてあり、北側の方は住宅があまりないが福祉施設があり、こちらの対策はないのか。	北側に福祉施設があるため、こちらに対する配慮のために防音壁を、工事中は仮囲いをつけて騒音と粉じんの防止等に努める。 また、散水や早期の転圧、必要以上に裸地が大きくなるようにするなど、粉じんに対する対策を併せて十分にやっていく。	1/26 部会にて回答 総括審議項目へ
騒音・振動	1	都民からの意見として、周辺の傾斜のある道路を車が走る際の騒音や振動が気になるという意見が出ているが、傾斜というのはこの資料からよくわからないので、関連車両や工事関係車両が通ることを想定していると思うので、その傾斜はどの程度なのか分かれば教えてほしい。	評価書案の本編の 114 ページ、岩蔵街道の左の方に、「No.6」とあり、説明会に来られたとき、住民の方はこのことを言っていた。 この「No.6」に関して、将来の物流関係の車両はここを通さない。工事中に一時的にこの「No.6」を通る想定になるが、ここに関してはメインの動線ではない。 住民の方は、「傾斜がついている」とおっしゃっているが、基本的には、我々の認識としては、「No.6」を跨ぐ交差点間はさほど傾斜はなく、騒音の予測も行っている。 また、当然ながら、現状、補正值等で補正しており、予測自体はそういう形の計算になっている。	11/25 部会にて回答
		特に気にするような傾斜ではないという認識でよろしいか。	我々は、その認識でよいと思っている。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	2	工事用車両の走行、関連車両の走行に伴う騒音の評価については、現況でそのものの寄与はほとんどないが、評価の指標を超えてしまっている。どちらも現況で超えてしまっているわけで、事業者の方に何か言うのは酷だが、できるだけその工事車両とか関連車両による増加分は抑制したほうがいいと思われる。何かできることで考えていることはあるか。	原状で負荷の高いところ、御指摘いただいた路線にはなるべく車を振らないよう工夫するよう検討したい。 あとは、時間帯を平準化してもというのがあるが、今後工事に向けて事業者としてできる範囲で検討させていただく。	12/22 部会にて回答
水循環	1	雨水流出抑制について、企業の進出のタイミングと土地の造成、整備事業との期間にもよると思うが、進出企業が入った時にそれぞれその貯留浸透施設がつくられると理解しているが、進出企業が決定される前等の中途のところは配慮されているのか。	本編 21 ページのア. 準備・仮設工事に書いているとおり、工事期間中も、60mm/h の雨に耐えられる、仮設の雨水浸透貯留施設なり、雨水流出防止施設を入れておく。 例えば、今回の場合はあまりないと思うが、企業が来るまでに時間が空いた場合、そのときは、工事中に入れた 60mm/h のもので対応するような計画である。	11/25 部会にて回答
水循環	2	水循環の浸透量の変化の程度を 211 ページと 212 ページで御説明いただいているが、この量というのは流出した分をここに貯留、浸透させるという計算になっていると思うが、これが浸み込み続けられる環境がつかれるというような裏づけが、こういったところにあるのか。 資料編 201 ページに貯留浸透施設の概要があるが、法面に囲まれた空間に浸透させるような構造になっているかと思う。 これだと、よほど底面の浸透性を高めないと周辺に対する浸透量が十分に確保できないのではないかと思ったので、これに対してどのように浸透できるとお考えかを教えていただきたい。	評価書案の 211 ページに図面があるが、今回、浸透側溝、浸透ますなりで受けつつも、そこで受けられないものは、最終的には池に行く。 この池については、資料編の絵には入っていないが、より浸透を促すため池の底面に浸透井戸等を作り、強制的にというか、下に礫層があるので、礫層まで浸透井戸を入れて雨水を処理するような形で、今は設計の熟度を上げているような状況である。	11/25 部会にて回答
		この時の貯留の分というのを分けて、量として示されるということはお考えではないか。「浸透能力」と書かれているが、貯留分と浸透分があると思う。	この池がどれぐらいの容量を持っているかということであれば、計算値を持っているので、評価書案の該当箇所等に追記するような形をとる。	総括審議項目へ

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
生物・生態系	1	1号公園について、ここにコナラ林の連続帯をつくられるという整備の方向性を示されているが、具体的には、271 ページの環境類型区分図と、304 ページの建物の配置の想定図を比べると、幅が少し広がっているのかと思う。 3 号公園の創出であるとか、草地、耕作地の部分が少し内側に広がっているように見えるだが、これは幅も拡充されるというようなお考えなのか。	現存植生図で計画地を御覧になっていただくと、現道の北側が樹林帯になっている。 将来的にはこの現道が都市計画道路になるが、実際にはもっと内側で直線にするので、現存植生図で樹林が生育している地点より、少し南側に道路を振るため、現存の緑地の範囲より少し公園が大きくなるようなイメージである。	11/25 部会にて回答
生物・生態系	2	林相転換なども少し検討されているか。景観図を見ると、スギが少し見えていたりして、現状は必ずしも落葉広葉樹林だけであるわけではないと思うが、コナラ林の創出の仕方というものでお考えがあれば教えていただければと思う。	現状のコナラについては、かなり手が入っていないので、枯れているものとか、幼樹でツルが入ってしまったとか、下草も非常に荒れているということで、何十年も手付かずの林にはなっている。 そのため、更新伐をして、ある程度いいコナラを残しておいて、生長させて、林相をしっかりと保つようにするというのが今の案である。	11/25 部会にて回答
生物・生態系	3	都民の意見の中で、猛禽類の狩り場に関する記述があったが、狩り場利用の調査時の記録などを確認されていたら教えていただければと思う。 そのあたりは、資料編を見れば分かるか。 せっかく調査されているので、猛禽類に注目するような形での鳥類調査の整理をしていただければと思う。 可能であれば、次回審議の際に御提示をお願いしたい。	猛禽類の行動調査は、飛翔なのか、採餌なのか、ディスプレイなのか等を確認した上で、今回の記述を行っている。 今そこまでの詳細の記載はしていない。ただ、調査では確実に押さえているので、その記述は充実させる。	11/25 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
			<回答補足> 希少猛禽類については非公開の希少種情報が含まれるため、評価書案の鳥類確認位置図を基に、口頭で猛禽類の確認状況を補足説明させていただきます。 現場の野帳等に立ち戻って内容を確認したところ、やはり計画地の中で主に上空の飛翔であったり、あと電柱や鉄塔とかの止まり、樹木での止まりというようなものがメインであった。ただ、止まりの中でも下を向いて採餌するというような行動も見られたため、計画地の中は採餌場としての利用の可能性もあると考えている。 評価書の中で具体的な調査結果の内容と、それを踏まえて予測・評価という形で補足していきたい	12/22 部会にて回答

生物・生態系	4	5 ページ、6 ページの生物・生態系の評価の結論部分については、全体を通して、計画地内についてはほぼ全域が改変されてしまうので、草地、耕作地等は失われてしまうが、この周辺地域には草地、畑地等が残っているので、そちらは影響を受けないのでそれで補完されて、結論として、「周辺地域も含めた生物種等への変化の程度は小さい」という書きぶりで、ほぼ統一されているようだが、もう少し正確に言えば、計画地内における変化の程度は、全て改変されるので大きい。 ただ、周辺地域があるため、それで生態系への影響はさほどないだろうということだと思うので、そうだとしたら、周辺地域というのはどの範囲を指すのかというところを、もう少し明確にしていきたいと思う。 まず確認させていただきたいのは、計画地とその周辺の調査範囲の破線で囲まれたエリアの中を周辺地域と言っているのか。そうではなくて、もう少し広げて、同じような草地や耕作地等が存在しているエリアが、他にもより広い範囲にあって、そこも含めて言っているのか。 その周辺地域なるものの範囲というものを、明確にしていきたいと思う。 その上で、その周辺地域においても、同じような動植物種が確認されているということなのか。 また、猛禽類については、移動が可能なので大丈夫だろうということだが、この計画地内には、そもそも営巣している状況は確認されなかったけれども、周辺地域の中では確認されているのか。 そのあたり、「影響が小さい」とか、「変化の程度が小さい」とか、「著しい影響を及ぼさない」という結論に至ったということを説明するのであれば、その根拠をもう少ししっかりとお示しいただく必要があるかと思う。	生物なので定量的に語れないところもあるが、我々が周辺地域として原則的に今使っているのは破線で引いている 200m である。その理由というのは、その中はある程度、生物相も押さえられているので、計画地内外の生物相も押さえられるということで使っている。 ただし、特に東側の入間市のほうの地域になると、そこにはまた広大な畑地とかも広がっているので、実際には 200m 以上の部分もある。 おっしゃっていただいた 5 ページ、6 ページはどうしても要旨の部分になるので、総論的にいろいろな種も交えた上で、「周辺」という言葉を使っている。 細かく 8 章の各項目のところで、本当は、猛禽類であれば実は 200m ではない周辺の記載をしなければならぬだろうし、ある程度行動能力が低い生物の場合はやはり 200m ぐらいで周辺というような言い方をしたいと思い、なるべく色はつけるよう努力はしていたが、要旨なので総括的なコメントになっている。 補足させていただくと、確かに計画地内は、土地区画整理事業という性格上、改変面積は大きいですが、例えば、猛禽類が営巣していないとか、計画地内にしか依存している種がいるとかそういったものがない、どちらかというと、計画地内外を含めて広くこういう人工緑地みたいな宅地内を過ごしているような種が均一に出ているので、そのような形で地域生態系、地域生物相と言った時にはそういう状況です、といった思いで書かせていただいている。 答えとしては、項目によっては細かい部分では使い分けをしているが、総論的な部分で、基本的には 200m というようなことで捉えていただければと思う。	11/25 部会にて回答
--------	---	--	--	-----------------

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
生物・生態系		215 ページ以降の、8.5 生物・生態系について記述されている中をしっかりと見れば、その周辺地域の範囲がそれぞれの項目ごとに明確にされているというふうに理解できるか。	8 章も、目次建てで「動物相」等になっており、「相」になると、種によって範囲がいろいろ違うので、8 章もそういう思いで予測・評価しているが、御指摘いただいたように、文章的にはちょっと弱いかもしれない。 8 章の、猛禽類と両爬では、「周辺」の定義が違うので、そこは定義を「周辺の北側のどこどこでは」など、より具体的にするような表現にするほうが、御指摘に対してはいいのかと思った。	
	4 (続き)	その辺をもう少し明らかにできるのであればしていただきたいと思うが、結論の書き方も、結局は周辺地域を含めた地域といっても、計画地内は全て失ってしまうので、どのように書くのがいいか分からないが、「周辺地域を含めた地域の変化の程度は小さい」という言い方が、正しい表現なのかということである。 「周辺地域には生態系には著しい影響は及ぼさない」という結論はそうなのかもしれないが、改変してしまうので計画地には著しい影響を及ぼし、ただ、周辺地域に今の計画地の現況と変わらない環境が残ることによって、補完されるというのが、正しいことなのかなと思う。 そうではないような印象を与えるような文章になっているので、そこが一番気になったところである。	1 点だけ補足させていただくと、計画地の西側に住宅があつて、植栽があつて、計画地内の動物相では、かなり人為圧に強い、例えば、ムクドリであつたりとかは、そういった種については計画地内でも回復するだろうという予測にはなっている。 というのは、かなり大きな公園も設け、企業のほうでは 15%のかかなりのボリュームの緑が入るので、どちらかというと、計画地内に見られる人為圧に強いムクドリとか昆虫類であるとかは、やがて回復するだろうという予測になり、そういうことも書いているので、御指摘の趣旨を踏まえて、表現を検討する。	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
生物・生態系	5	動物種、動物群集の変化の程度で言っている周辺地域というのが、この環境類型区分の 200 メートルの範囲を指しているという理解でよいのか。 そうすると、北側との連続性を確保されるが故に、影響の変化の程度は小さいとの理解だが、271 ページの環境類型区分は環境の区分ではあるが、通常、環境類型区分というと、地形的な要素とかも絡めた土地の成り立ち具合を類型化すると、より連続性のあり方というのが見やすくなると思うが、北側、東側の環境とこの事業地内のつながりに関する環境類型区分上での示し方として、もう少しこれを具体化させることはできないか。 草地、耕作地等が主たる環境だと思われるので、ここをもう少し質的に図化したほうがいいのではないかなと思われる。群落レベルで図化したほうが、つながりであるとか、混在度とかが見えてくるので、環境類型区分をもう少し御検討いただきたい。 それを踏まえて、類型区分の 287、288 ページの辺りの書きぶりについて、生態系の各種の相互関係について、環境類型区分の関わりで、推測できるような形で示されるのが望ましい。	基本的には 200m を指している。ただし、入間市側というのは 200m と同じ環境が広域に続いているため、200m の線を便宜上図面に引いている。基本的には一般種、群集については 200m を基準にコメントをしている。 本来は、尾根があったり、分水嶺があったり、アクセントとして類型できるような区切りがあるが、計画地は少し北側に傾斜があるが、基本的に平らで、類型を分けるときに、御指摘があった図面のように一色に見えてしまう。 今回の計画としては、例えば、道路で類型が切れるであるとか、少し北側は、樹林地を抱えた昔ながらの農村地帯というのがあったり、比較的類型の分け方が、地形というよりは地上構造物とかでも切れるため、類型区分をどういう着眼で区切るか、計画地の特性を配慮して区分したことを少し追記させていただく。 草地の質によって人圧のかかり方も変わってくるため、記載法は検討する。 類型区分の相互感、解析、予測について検討する。	12/22 部会にて回答
生物・生態系	6	植物の一部がこの工事によってなくなってしまうので移植すると書いてあり、「ホソバナライシダとコアゼテンツキの移植をします」と書いてあって、この移植した後、定着して育っているかというようなことを見守るのか。	移植をすると活着して生育するまでにある程度の期間を要し、場合によっては、下草が生えてきて光環境が悪くなり、移植種が育たないこともあるため、移植後の直後は頻度を上げて見るようにし、その後は定期的にチェックをして、事後調査等で報告する。	12/22 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
生物・生態系	7	生物・生態系に関して、3つほど具体的な地点を上げて都民からの意見が出されているが、これらの地点が評価書案の植生図とどう関連づけられるかが分からないが、植生図に反映されている地点についてのコメントなのか。	都民の御意見は、単体で少し大きな大径木、C 街区の中心から少し下ぐらいにタブノキの年月が経っている物があり、例えばそういうものをシンボルツリー的に残せないかといったことである。	1/26 部会にて回答
生物・生態系	8	事後調査に関する話になるが、この後、この緑地が整備された後に、どういった主体が、こういった緑地の管理者として考えられるのか。公園はもちろん自治体だが、それに関わる市民の方々など、育成管理に関わる方々をステークホルダーと考えて、どういう育成のさせ方を盛り込むのか。 私も青梅市の生物多様性保全協議会に出ていた。市民の方々に生態系に対して取り組まれている方が多く、知見も豊かにある。 アセスの中で、生物多様性の一時的なインパクトは回避しきれないところがあるが、それが一回周りに生き物などが逃避した後に、どういうふうにもたまたまそれをつなげていくかという観点で街づくりをしていくことが大事かと思われる。 その中で、モニタリングに対して、市民の方に関わっていただく機会を提供するような育成管理の仕方とか、あるいは街路樹形成の在り方とか、そういうことをぜひ青梅市さんと一緒に考え、これから盛り込んでいっていただきたい。	準備組合が後々は組合となり、基本的には造成工事が終わって、ある一定時期になると組合を解散して、事業体はなくなる。 アセス手続きは（管理者である）青梅市と連携して行っており、当然管理は引き渡す形になっていく。 青梅市は、「青梅の森」等、二次林の管理に積極的な市である。 維持管理がないと全く成り立たないことになるため、我々アセス（事業者）側としても管理者（青梅市）の方にしっかり伝えていく。	1/26 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
水循環 生物・生態系 共通	1	道路の端部の状況が、造成計画の断面図の 24 ページの、例えば、①-①' 断面の 3・4・13 号を見ると、道路から一旦 C 街区側に落ちるような宅盤になっている。 こういったときに、道路の植栽帯とか歩道空間をどのようにみられているのかを教えてください。	造成断面図だが、太い線を書いてあるのは一次造成のラインであり、今回は切盛バランスというところもあるのと、一時的に企業に引き渡すにあたって、仮設の池として、宅地自体が使えるような形で、わざと道路より掘り下げている。 進出企業の建築工事によって、基礎の根切り残土とかまた周辺に出すということも、これによって、ここの仕上げの盤に使えるということも含めて、区画整理事業造成工事では下げる。下げたものが一時的な雨水も貯められる。結果として、建築工事から出る土量も、外に出さないで済むだろうという形の考えである。 最終的には、細いライン、三角形が付いている計画高があると思うが、そこが最終的な仕上げの高さになるという形で考えていただきたい。	11/25 部会にて回答
		そうしたときに、道路沿いの空間を車道分しか確保されないわけではないと思うが、その歩道空間とか街路樹空間というのは、どのように見込まれていらっしゃるのか。これから検討されるのか。	詳細については、これからというところだが、現在、都市計画道路については植樹帯を設けるような形で考えている。	
		そのあたりの道路緑化の観点と宅盤の中の緑化を上手く向けるような形で緑地をつなげていけば、環境の影響緩和につながるような緑地帯になっていくと思うので、それを期待したいと思う。 それと、先ほどの雨水流出抑制に加えての、浸透効果も見込まれていると思うので、そういった機能性を高めるような側溝をつくれることも期待している。	了解した。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		緑地が全く残せないというような激しい起伏ではなく、回避したような宅盤のつくり方を工夫することができる地形のように思われる。 街区によって条件が違うが、スポット的に内部のハブになるような緑地があれば、その周りは少しくまに残すような形で、全体を造成するというような配慮を検討することによって、内部の緑地というのは残る割合が増えてくる。 排水計画ともかなりリンクしており、切り盛り境のところで排水をしていくというようなことを同時に位置づければ、かなり良いグリーンインフラになる可能性はある。そういったところを御配慮いただきたい。	進出企業の建築計画などとの整合性も出てくるが、計画道路沿いに接しているところの樹木に関しては、既存の樹木を保全して、緑地帯の一部として残すということは可能性としてある。 まだ建築計画が煮詰まっていないが、建物の周りに、メンテナンス道路や駐車場が必要になったりするため、切り盛り境でも、この道路の脇で企業の緑地帯に被ってくるところがあれば、何本かは残せる可能性もある。なるべくなら残すようには検討したい。	1/26 部会にて回答 総括審議項目へ
生物・生態系史跡・文化財共通（事業計画）	1	21 ページで、「工事が完了した街区から」というような書かれ方をしているが、これは現段階では、A 街区、B 街区等の施工の順番は決まっているのか。 工事計画の表については、全体計画を示されているが、A 街区、B 街区をいつ着手するといった計画は、まだされていないのか。	防災などの池の問題や、道路を擦りつけ等、もろもろの詳細の施工計画はこれから立案する。工事工程は一般の区画整理のように何十年かかる事業ではなく、そこまでに長くないので、表現は悪いが、ほぼ一斉にやることになろうかと思う。 ただ、事業者の今の予定だと、A と D あたりが先行的に、両方から工事をやっていくようなイメージ程度の計画である。	11/25 部会にて回答
		埋蔵文化財の調査は、一度にやるのか街区ごとにやるのかとかいうことも関わってくるので、そのあたりが少々気になった。 また、生物・生態系についても、一度に工事が始まる場合と、逃げ場がそれぞれにある場合とで、またちょっと違うのかと思ったので、そのあたりについてつまびらかになっているといいかと思う。	おっしゃるように、生物のため段階的に施工していくとか、仮に文化財があったときにはずらしていくということもあるので、基本的には、できれば、順次やっていくような形のプランを立案する。 補足だが、本編の 23 ページの切盛図では、まず、切土部分を先に、土をカットして動かしていく形になり、A 街区が今一番大きな面になるので、A から実施する形になる。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		街区の工事の施工の順序によって、例えば、試掘をして本調査的になることが、十二分にあり得ると思われる。 切土のほうの範囲が先に手を付けて、その後盛土のほうに着手するという理解で良いか。 A区、B区、C区ということではなくて、切土の範囲であればA、B、Cが同時期にという理解で良いか。	文化財の試掘が必要な範囲は限られたところであるため、切土の範囲を、盛土のほうに持っていくというのは、そこを避けて行うことは十分可能だと思われ、本掘まで必要になった場合は、そこを避けた形で、他の切土を均すような形も手順に入ることは可能である。 C区は鉄塔移設も絡んでくるため、A区、B区がどちらかということ言えば先行してくる形と思われる。	12/22 部会にて回答
		施工順と、切土と盛土の関係と、区画の関係は、今の議論の中で大切なことであり、このあたりの仔細というのは自然との関係と史跡・文化財の両方ともリンクする部分もあるため、ぜひ丁寧にやっていただきたい。 都民の方も非常に気にされている部分でもあるということで、私の方からも強くお願いしたい		1/26 部会コメント 総括審議項目へ
その他 (事業計画)	1	評価書案の22ページの鉄塔の移設工事について、土工事をやっている最中から移設を始める計画になっているようだが、何か所か鉄塔の移設があるので、土工事が終わったところの鉄塔から移設工事をやっていくというふうに理解したのだが、一番のポイントは、地域住民に対して停電を起こさないということだと思う。 停電がないような移設工事を行うということと、経年劣化のために、鉄塔によっては取替え工事になる可能性もあるので、その点の御配慮をお願いしたい。	移設は1塔だけ移設し、工事自体は、東電がされるので、こういった停電にならないような措置等はしっかりやっていただけたらと思われる。 16ページの土地利用計画図を見ていただくと、この右上に「C街区」とありますが、その上に小さい鉄塔があるが、これが本来、Cの真ん中よりちょっと下ぐらいのところにある。この鉄塔を北側に移設していただくというような計画である。	11/25 部会にて回答

「(仮称) 今井土地地区画整理事業」に係る環境影響評価書案について (案)

第 1 審議経過

本審議会では、令和 4 年 7 月 22 日に「(仮称) 今井土地地区画整理事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

本計画において仮囲いは計画地西側のみに設置することとしているが、計画地北側には福祉施設が隣接していることから、造成工事に伴う粉じんや建設機械に伴う騒音・振動等について、施設周辺の仮囲いの設置など、より一層の環境保全措置を講ずること。

【水循環】

計画地内の公共用地に降った雨水は表面流出量分も含めて地下浸透処理を行う計画としていることから、雨水流出抑制施設の貯留量や十分な浸透性を確保する方法等を含めた具体的な規模や構造を記述すること。

【生物・生態系】

- 1 本事業では計画地内のほぼ全域が改変され、動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、既存樹木等を可能な限り残置するよう検討するとともに、道路植栽帯や流通施設業務用地内の緑化について、周辺地域との緑の連続性にも配慮した緑化計画となるよう検討し、関係者との調整を図ること。

- 2 工事の施行にあたっては、移動能力のある生物が計画地周辺の同様な環境への逃避、移動するものと予測しているが、工事の施行順序によっては、周辺環境への移動が阻害されるおそれがあるため、移動能力のある生物が周辺地域の好適環境に分散できるよう、工事の施行順序を検討し、生物・生態系に与える影響の低減に努めること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 4 年 7 月 22 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 4 年 9 月 27 日	・現地視察
部 会	令和 4 年 11 月 25 日	・質疑及び審議
部 会	令和 4 年 12 月 22 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 5 年 1 月 18 日	・都民の意見を聴く会
部 会	令和 5 年 1 月 26 日	・質疑及び審議
部 会	令和 5 年 2 月 16 日	・総括審議
審議会	令和 5 年 2 月 27 日	・答申（予定）

「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案 第 1
回部会審議質疑応答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1	145 ページ工事用車両の走行に伴う騒音の評価の結果の表を見ると、No. 1 と No. 2 の 2 地点で環境基準 65 dB を超えてしまっている。現状で超えてしまっているのでは仕方がないと思うが、現状で超えているとしても、何らかの対策をとることは必要だ。今の時点で考えていることがあれば教えて欲しい。 33 ページ工事用車両の走行ルートを図を見ると、ほぼ都道 59 号線のみを使っているが、都道 59 号線以外のルートを使う可能性はないのか。 走行ルートの分散は考えづらいということか。 承知した。	141 ページの下段 2) 予測に反映しなかった措置の②番、工事用車両に対する措置を列挙している。工事用車両の整備点検を徹底、過積載を防止、環境保全のための措置を工事関係者に周知徹底等が今は考えられる。 広域の図として、12 ページの地図を見ると、計画地は 3 面、東側と西側と南側に接道している。西側は都道 162 号があるが、そこに至るまでの道路が少し狭く、戸建て住宅が張り付いている。西側の南は市道昭島 9 号線があるが、南に行くと戸建て住宅が張り付いており、北に行くと小学校がある。 そういったことも勘案し、33 ページに示した道路、東側に広域な幹線道路（都道）があるので、工事用車両は極力そちらを走行すると考えている。 そのように考えている。	1/26 部会にて回答
騒音・振動	2	128 ページ上の表に、新しい建物に使用する室外機やヒートポンプの数があり、結構な台数になっており、低周波音が心配になる。資料編を確認したところ、低周波の予測自体は大丈夫なレベルで落ちていると思うが、12 号館の南側には、民家が密集しているところもあり、夜間の影響は出る可能性、懸念があるがいかにか。 承知した。遮音壁のようなものを作るのであれば大丈夫かと思う。	これらは建物の屋上、民家から離れた反対側に配置し、周りには遮音壁になるような腰壁をつくる計画を持っており、民家への影響はさほどないと考えている。	1/26 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		評価書には、配慮の考えを記載して欲しい。		
土壌汚染	1	現在使用している薬品も、新たな工場に移行する際、一旦廃棄することはあり得るのか 承知した。	新たな工場には、多く薬品を使うようなものの移行を考えていない。評価書案で触れている、洗浄機に使うアルカリ電解水は新しい工場にも移行するが、ほぼ水であり pH の調整等適正な処理をして工場排水として排出することになり、薬品関係が多く出る、廃棄物としても出るとは考えていない。	1/26 部会にて回答
		168 ページ土壌汚染に係る評価の結果の工事完了後について、特定施設からの排水のうちの半数以上は、全て業者により引き取られ、一部の施設については中和処理を行って公共下水道に排水することだが、もう少し定量的に示して貰えないか。	すぐ回答するのは難しいが、今後評価書の中で触れるようにしたい。	1/26 部会にて回答
景観	1	12 号館の南側の計画建築物は何か該当しているのか。 景観の地点の 3 番からの眺望は、近傍まで寄っていくと、12 号館の壁面の割合が高くなっていくと思う。12 号館南のスペースは、緩衝的な空間になるが、緑地があまり配置されていないと思う。工場立地法に基づいて段階的に緑化されていくということだが、ここを緑地にできないかと拝見していた。今揚水をされていて、地下水をくみ上げて雨水は浸透と 21 ページに書いてある。緑化の評価の一つとして、浸透効果が位置づけられ、既存の緑地の評価や、新しい緑地がどれだけ浸透できるのかという観点も含めて、浸透量に配慮した緑化面積を確保する必要があると思うがいかがか。 建物上を緑化しないのは何か理由があるのか。 拡充の方向性について、ぜひ検討して貰えればと思う。	駐輪場になる。 まだ、計画段階であり、具体的な緑地は記載していないが、12 号館の南側にも、緑地を設置する計画はある。工場立地法の関係もあり、できる限り緑地面積は確保していきたいという側面がある一方、温室効果ガスの削減という意味で、社員の自転車通勤を推奨している側面もあり、バランスを取りながら実施していきたいと考えている。 その計画もある。今後、地上面でどれだけ確保ができるかを鑑みながら、屋上に設置する必要があるのか整理し、検討していきたいと考えている。	1/26 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
廃棄物	1	元々の工場にある製造工程での機械や設備類がどうなるのか伺いたい。それらの機械が新しい工場に使われるのか、多分新しいものに置き換わると思うが、廃棄について、考え方、スケジュールも確認したい。 評価書案で予測数値にあるものは、そういったリサイクルする機械は入っていないということによるのか。	既存で使用している設備を流用して移設するものと、廃棄するものがある。弊社の工場は、ラインのような設備が沢山あるのではなく、精密機器を手作業で組み立てていく形態の工場、洗浄機が少しある程度。そうしたものについては、建物解体前に、金属としてリサイクルに出し、廃棄物を削減すると考えている。 そのとおりである。	1/26 部会にて回答
温室効果ガス	1	既存施設において、249 ページ表 8.9-5 にあるような省エネルギー対策は、もう実施されているという認識でよろしいか。 予測に使われている既存施設の排出原単位が省エネルギー対策実施前を使い、大きく見積もられており、削減率も大きく見えてしまっているのではないかと思う。基準施設の温室効果ガスの排出量の算出方法は適切なのか伺いたい。 省エネルギー対策が施された状態から新しい建物になって、さらにどれだけ削減できるかという観点で、予測、検討して貰うのがよいと思う。新規の太陽光発電は考慮されているが、この他に、建物の断熱性能の評価等設備の高効率化との組み合わせもあるかと思う。どのような取組みが検討され、それらによりどれだけ温室効果ガス削減が見込まれているか、現状どのように検討されているか。 今後の作成されていく図書の中で、そういった情報も組み込まれ、情報共有して欲しい。	まだ途中のものもあり、段階的に実施していく計画である。 どの時期を基準とするかということがあるが、環境確保条例の総量削減義務制度等もあるので、そちらとの整合性を見ながら、既存施設における排出原単位は算出している。もっと減る方向にはあるので、実際に大きく減らせるように努力していきたいと考えている。キャップアンドトレード制度で、自然エネルギーの活用が議論になっているので、トータルを含めて削減に向けた取り組みを行っていききたいと考えている。 具体的な建物の中身や設備構成が、定まっていない状況で、どのような省エネ対策、もしくは省エネ機器を導入していくかは、現時点では検討が難しいという部分がある。各種法令の要求もあり、対外的な部分もあるので、具体的な計画が立った段階で、しっかりと検討していきたいと考えている。	1/26 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		何と比較するかという話もあり、次回以降もう少し、詳しく説明できるのであればお願いしたほうがいいかと思う。 承知した。	基準と比較の方法は難しいところがあり、まだ細かな条件が決まっていな中で、アセスの段階でできる予測は、限りがあると思っている。事業主としては、積極的に世の中の動きに合わせて省エネ化を図っていきたいという思いは持っている、評価書では難しいが、事後調査の中で示せるのではないかと考えている。	1/26 部会にて回答